

トラック奈良

9

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和5年]**2023**

No.353



十七夜盆踊り / 東大寺二月堂

公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

第49回奈良県自動車関係団体協議会 通常総会

日時：令和5年8月7日(月) 午後5時～

場所：奈良ホテル（金剛の間）

1 開会

2 会長挨拶

菊池 攻協議会会長（奈良県自動車販売店協会）



コロナが5類に移行して3カ月が経ちましたが、感染者が増えてきている状況であり、安心せずに予防をしっかりとお願いします。今年は再出発という心構えで力を合わせて盛り上げて行きたい。取り巻く環境ですが、カーボン・ニュートラル、働き方改革、2024年問題等多くの解決すべき問題が山積しています。そのような中で本年度より衆議院議員の高市大臣、山下知事のご指導を頂き、皆様と共に英知を結集して参りたいと考えています。

3 議題

第1号議案 令和4年度事業報告及び収支決算報告について

異議なく承認された。

第2号議案 令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

異議なく承認された。

～議題終了～

4 ご来賓入場・紹介・ご挨拶（概要）

山下 真 奈良県知事



平素より自動車関係の皆様は、ガソリン価格の高騰、そしてまた人手不足ということで、本当に厳しい経営環境の中で、県民の生活に1日たりとも欠くことの出来ないサービスを提供して頂き、この場を借りて敬意と御礼を申し上げます。県としてどんなことがサポート、ご支援できるかということですが、まずは道路整備、これは本当に奈良県の喫緊の課題だと思っています。道路普及率というデータがありますが、奈良県は実は47位なんです。全国最下位、どうしてこういうことになったのかわかりません。

何をおいても京奈和道の全線開通をしなければならない。これは国土交通省の事業ですが、県としても要望活動を頑張っており、先般、上京し、国土交通省の道路局長さんにも直々にお願いをさせて頂きました。今度、近畿地方整備局の局長さんが県庁へ来られますので、改めてお願いをしたいと思っています。京奈和道の早期全線開通、特に、橿原の方はそんなに時間がかからないと思うのですか、木津ICから郡山ICまでは地下を通る区間もあるので時間がかかるのですが、引き続き要望して行きたいと思っています。

ガソリン価格高騰に対しましては、県の方で補助金を出させてもらっており、引き続き国の交付金制度を活用して燃料の高騰に対応していきたいと思っています。この前の知事選で訴えたのですが、道路の普及率47位もさることながら、維持管理が十分出来ていない道路のひび割れ、穴ボコ、白線の剥がれ、草刈りなどの、ドライバーにとってよろしくない環境を改善しなくてはならないと思っています。県土マネジメント部に、そういう道路の維持管理の予算を増やすから頑張ってくれと言ったところです。令和6年度の予算から少しは良くなるんじゃないかと思っていますところ。

川口宏幸 近畿運輸局奈良運輸支局長



6月に物流の革新に関する関係閣僚会議で、荷主、物流事業者、消費者の3者が協力して物流を支えていくための総合的な対策が盛り込まれました。「物流革新に向けた政策パッケージ」というのが取り纏められました。7月には、政策パッケージに基づいて適正な取引を阻害する疑いのある荷主や元請け事業者の監視を強化するために、皆様もお聞きになったと思いますが「トラックGメン」という制度を創設しております。今後は、「トラックGメン」による調査で、関係法令に基づいて荷主や元請け事業者への働きかけや要請などを行ったり、出来る限り可能な取り組みから進めていくことになっております。

5 閉会



▲写真右から、川口支局長、山下奈良県知事、菊池会長、塚本副会長

奈良県自動車関係団体協議会 通常総会	巻頭
理事会	3
総務委員会・環境対策委員会・災害時緊急対策委員会	5
改正労働安全衛生規則等説明会	6
運行管理者試験対策講習会	8
物流革新に向けた政策パッケージ等について説明	9
奈良県 防災啓発用リーフレット	10
奈良県交通安全母の会連合会 会長来訪	11
五條市危機管理監来訪	12
奈良県フォークリフト運転競技大会	13
公明党奈良県本部 県議会議員来訪	14

■ 事故対から	事故対からのお知らせ	15
---------	------------	----

■ 厚生労働省から	クールワークキャンペーン	16
-----------	--------------	----

■ 全ト協から	飲酒運転撲滅を目指して	18
	軽油価格調査集計表(2023年6月)	19

■ 陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには	20
---------	----------------	----

■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	22
------------	---------------	----

■ 奈ト協から	9月・10月の行事(予定)表	25
	保護帽について(安衛則第151条の74関係 R5.10.1施行)	25
	事業用自動車事故事例No.97	26
	トラックの構造上の特性	27
	KIT事業の案内	28
	適正化事業・巡回指導報告書	29

■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	30
-------------	----------------	----

■ 奈良県高速道路交通警察隊から	奈良県高速道路交通警察隊からのお知らせ	31
------------------	---------------------	----

	自動車整備士等近畿運輸局奈良運輸支局長表彰式	32
	世永正伸 運輸労連中央副執行委員長来訪	巻末

第291回 理事会

日時：令和5年8月3日(木) 午後1時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

理事総数 27名 出席 20名 欠席 7名



副会長 清水益成氏を偲んで黙とう

会議に先立ち6月17日に逝去された清水益成副会長の冥福を祈り、黙とうを捧げました。そのあと、塚本哲夫会長が、「訃報を聞いた時は、信じられなかった。平成11年から理事、平成15年から副会長を務めていただき、長年にわたり協会に多大なご尽力を賜った。心よりお悔

やみを申し上げる。」あいさつでは「原油価格が高騰している。燃料への補助金が9月末で終了すると聞いている。また、2024年問題については、協会でもセミナーを開催している。令和5年10月1日からは現行5t以上の貨物自動車に義務付けられている昇降設備の設置義務や荷役

作業を行う人の保護帽着用が2t以上の貨物自動車に義務付けが拡大される。経営環境が大変な中、会員事業者への負担が少なくなるよう、事務局と対策を進めていきたい。」と述べ、議事に入りました。

議 事

審議事項は次の通りです。

- (1) 常任委員会委員の選任（案）について → 承認
- (2) 会員の入会（案）について → 承認

新たに6社入会されました

- | | |
|---|---|
| ■ NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社
奈良市南京終町1丁目93-2 | ■ KMIロジ株式会社
宇陀市榛原桜が丘50番地
シャトーレ若草502号室 |
| ■ 株式会社ヨコタエンタープライズ
生駒市高山町4243番地6 | ■ カネミ運送株式会社
天理市南六条町元六条方85-1 |
| ■ 株式会社大通
生駒市小明町795番地ニシグチビル302 | ■ 株式会社大和建設
吉野郡大淀町大字松垣本2214番地の18 |



報告事項は次の通りです。

- (1) 第28回全国トラック運送事業者大会について 10月4日（水）札幌パークホテルで開催するとし、22名が出席予定と報告した。
- (2) 優秀運転者顕章受章候補者（金・銀十字章）の推薦について、13社36名（金十字章10名、銀十字章26名）を推薦すると報告した。
- (3) 委員会報告について（交付金運営）令和5年度近代化基金融資推薦状況について報告した。
- (4) 2023年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の申請受付について、全国で9761事業所の申請が受理され、県内から73事業所の申請があった。令和5年8月1日現在197事業者が認定を受けており、今回申請の事業所がすべて認定されると206事業所となり、令和5年度までに25%を目標としていた認定取得率は達成見込であると報告。
- (5) 各種助成金の執行状況について エコタイヤ装着助成金は執行率91%で残額が少ないこと等を報告。
- (6) 会費請求書のインボイス制度対応について報告。
- (7) 会員の退会について
（株）DNPロジスティクス、みどりサービス（株）の2社が退会。（会員総数508社）



出席されたのは次のみなさんです（社名・敬称略）

会長＝塚本 副会長＝中・森本（禎）、萩原 監事＝阪井・東口・壺井 相談役＝吉村
 専務理事＝中林 常務理事＝松村 理事＝谷口・那須・廣瀬・巽・吉岡（幹）・吉岡（正）・中谷・西川（直）・竹長・西川（武）・櫻本・原口・岸元・山口

令和5年度 第2回総務委員会・ 第1回環境対策委員会・ 第1回災害時緊急対策委員会

日時：令和5年8月3日(木) 午後1時25分～

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：総務委員会：塚本会長、委員10名（中担当副会長は委員に含む）
環境対策委員会：森本担当副会長、委員6名（塚本会長は委員に含む）
災害時緊急対策委員会：萩原担当副会長、委員6名（塚本会長は委員に含む）

各委員会 委員長・副委員長が下記の通り選出されました。

■総務委員会

委員長 吉岡幹自 氏【吉岡運送(株)】



副委員長 吉岡正樹 氏【さくら商事(株)】



■環境対策委員会

委員長 櫻本貴大 氏【下市合同貨物自動車(株)】



■災害時緊急対策委員会

委員長 西川直利 氏【(株)運】



改正労働安全衛生規則等説明会

日時：令和5年8月18日(金) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：44名

10月1日から施行される改正労働安全衛生規則の概要と来年4月から実施される改善基準告示についての説明会が行われました。主な内容は以下の通りです。



(1) 改善基準告示の解説

奈良労働局 労働基準部 監督課 労働時間管理適正化指導員 山中靖代 氏



▲山中靖代 氏

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）

示）はトラックなどの自動車運転者の労働条件の向上を図るため、拘束時間、休息时间、運転時間等の基準を定めたもの。これにより令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用され、拘束時間等の基準も改められる。時間外労働は年間960時間以内とされる。1日の拘束時間は原則13時間以内とし、延長する場合でも上限15時間以内。

勤務間インターバルは11時間を基本とする。

長時間の荷待ちの改善に向けて荷主への苦情窓口を厚生労働省内に設けているほか、「トラック運転者の長時間労働改善特別センター」もあるので困りごと等あれば相談してほしい。

(2) 労働災害発生状況・改正労働安全衛生規則の概要

奈良労働局 労働基準部健康安全課 副主任地方産業安全専門官 西川 聡 氏



▲西川 聡 氏

道路貨物運送業における労働災害は荷役作業中に荷台からの墜落・転落事故が最も多い。そのため墜落・転落事故を減らすための改正が主に3点行われた。

1. 今まで最大積載量5 t以上の貨物自動車を対象に義務付けられていた昇降設備の設置と保護帽の着用を2 t以上5 t未

満の貨物自動車にも適用（一部例外あり）。保護帽は型式検定に合格した「墜落時保護用」を使ってほしい（令和5年10月1日施行）。

2. テールゲートリフターを使用して荷物を積みおろす作業への特別教育が義務化される。テールゲートリフターを操作す

る者は学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に関わる特別教育を受講する必要がある(令和6年2月1日施行)。

3. 運転位置から離れる場合の措置が一部改正され、運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合、原動機の

停止義務が除外される(令和5年10月1日施行)。

(3) 改正労働安全衛生規則の詳細

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 井内一成 氏



▲井内一成 氏

陸上貨物運送事業の労働災害の多くは荷役作業中に発生しており、死亡事故は減少しているが件数は増加傾向にある。また全体の死亡事故が減少しているなか、墜落・転落による死亡事故は増えている(死亡災害の5年比較による)。そこで「陸上貨物運送事業における荷役作業

の安全対策に関する検討会」を学識経験者や労使代表者らで設置し、検討会を開催。この検討会による提言を受けて、労働安全衛生規則の改正が行われた。

2t～5t未満のトラックであっても労災事故は5t以上と同じくらい発生していたことから貨物自動車の範囲を拡大。今年10月1日以降は最大積載量が2t以上の貨物自動車での荷の積みおろし作業を行う時は、安全に昇降するための設備を設けることが義務となる。また最大積載量が2t以上の貨物自動車であっても荷台の側面が構造上開放されているものまたは構造上開閉できる貨物自動車やテール

ゲートリフターが設置されている貨物自動車で、荷の積みおろし作業を行うときは保護帽の着用が義務となる。

テールゲートリフター特別教育は各社内で行うのが原則であるが外部研修機関が行う特別教育を受講することもできる。来年2月1日までに特別教育を受けてほしい。尚、陸上貨物運送事業労働災害防止協会では特別教育に則したテキストを販売しているのでご活用を。

作業者の安全を確保するため事業者として何ができるのか。荷主とも協力して対応してほしい。

荷役場所に備え付ける昇降設備の例

可搬式昇降設備
(平ボディ車用)
の例



手すり付きステップの例



手掛かりとなる手すり等の昇降グリップがあり、3点支持による安定した昇降ができるものであることが望ましいとされています。

令和5年度 第1回運行管理者試験対策講習会

関係法令等の講習（3時間30分×2回） ※13:00～16:30

日 時 令和5年7月 9日（日）29名（20社）

令和5年7月21日（金）12名（11社）

模擬試験の実施／解答、解説（3時間30分×2回） ※13:00～16:30

日 時 令和5年7月27日（木）10名（9社）

令和5年8月 6日（日）24名（19社）

講 師：独立行政法人自動車事故対策機構 奈良支所

令和5年度第1回運行管理者試験合格に向けて、会員事業者の従業員を対象に講習会を開催しました。

7月9日と21日に貨物自動車運送事業法等の関係法令について要点を解説、7月27日と8月6日に模擬試験の実施及び解答・解説を行い、延べ75名が受講しました。

受講者へのアンケートでは、約5割が初めて今回の運行管理者試験を受験し、9割以上から参考になったと回答がありました。

なお、運行管理者試験はCBT試験（Computer Based Testing）のみで行われ、8月5日（土）から9月3日（日）の期間で実施されます。



▲講習会の様子

近畿運輸局から物流革新に向けた政策パッケージ等について説明

日：令和5年8月9日(水)

場所：奈良県トラック会館

近畿運輸局自動車交通部 酒井敏一貨物課長から、物流革新に向けた政策パッケージ等について、塚本哲夫会長、萩原良介副会長が説明を受けました。

荷待ち荷役時間の削減、多重下請け構造の是正、荷主・元請けの監視の強化（トラックGメン・適正運賃収受・価格転嫁円滑化）の取組み、トラックの「標準的な運賃」制度の拡充・徹底、ダブル連結トラック導入促進、再配達削減に向けた取組み等について、具体的な説明がありました。

施策の今後の進め方として、2023年末までに「標準的な運賃」の制度の拡充、再配達率「半減」を含む再配達削減対策を講じ、次期通常国会で法制化される2024年初の規制措置の導入を前提としたガイドラインや、業種・分野別の「自主行動計画」の作成・公表することについての話もありました。



▲写真は、酒井貨物課長

奈良県 防災啓発用リーフレット

日時：令和5年8月7日(月) 午後2時30分～

場所：奈良県 危機管理監室

松田浩之 奈良県危機管理監に「警戒レベル4 避難指示までに必ず避難 風水害・土砂災害から身を守ろう」の防災啓発用リーフレットを当協会の塚本哲夫 会長が届けました。

松田危機管理監は「7月、8月、9月は、最も災害が多い時期。災害は必ず発生する。いろんな手段で防災の情報を出してもらうのはありがたい。」と話をされました。

塚本会長からは、7月中に奈良県の十津川村、五條市、下市町、東吉野村等にリーフレットを持参し、既に地域の方々の手元に届いていることを報告、災害発生時に対策本部や集積場所での現場ノウハウを有する、物流専門家研修も修了したことを説明しました。



▲写真右が松田危機管理監



奈良県交通安全母の会連合会 会長来訪

日：令和5年8月1日(火)
場所：奈良県トラック会館

奈良県交通安全母の会連合会の藤岡廣子会長が来訪されました。子どもの交通事故防止のための、協会の今年度事業について、打ち合わせを行いました。藤岡会長は「足型ストップマーク」は、各市町村を通じて各交通安全母の会に配布されるが、この事業活動は何時も好評である、今年度予定している交通安全指導者研修会は、指導者教育に効果のある内容にすると、話をされました。



▲写真右が藤岡会長

五條市危機管理監来訪

日：令和5年8月2日(水)
場所：奈良県トラック会館

五條市の中本賢二 危機管理監が来訪され、「災害啓発用リーフレット」の寄贈に対する五條市長からのお礼状が届けられました。



▲写真右が中本危機管理監、左は危機管理課 藤田哲也課長補佐



令和5年度(第9回) 奈良県フォークリフト運転競技大会

日時：令和5年8月5日(土) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館

主催：陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部

2年連続で吉村健太郎氏が優勝

陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部（支部長 塚本哲夫）は奈良県トラック会館で奈良県フォークリフト運転競技大会を開催しました。大会は車両の安全を確保するための「作業開始前点検」と荷役運搬作業の安全の確保を主眼とした「基本操作技術」について採点し、総合得点で競いました。

大会には3社から3名の参加があり、西濃運輸（株）の吉村健太郎さんが昨年に続いて優勝。全国大会へ出場を決めました。

大会終了後の講評では、点検について「ライトがつかない、クラクションが鳴らない点などは発見できたが、大きな事故につながる可能性のあるオイル漏れや液漏れなどは発見できてい

なかった」とし、操作については「コースの接触はなかったが、1tの荷物を持ち上げる際、2段取をせずフォークの根元まで差し込めていないことがあった。基本の操作をもう一度見直し、日々の作業につなげていただきたい」と評しました。



▲日本食品輸送（株） 土本祐貴選手



▲ハウス物流サービス（株） 鍵充寛選手



▲西濃運輸（株） 吉村健太郎選手



▲参加した選手と審査員の方々

公明党奈良県本部 県議会議員来訪

日：令和5年8月16日(水)

場所：奈良県トラック会館

公明党奈良県本部 代表 大国正博 県議会議員と副幹事長 藤田幸代 県議会議員が来訪され、政策要望懇談会の日程について説明がありました。

協会は、奈良県から指導を受けながら7月中に災害対策啓発用リーフレットを十津川村、五條市、下市町、東吉野村へ配布したことを報告しました。



▲写真右から大国県議会議員、藤田県議会議員

事故対からのお知らせ

令和5年度 運行管理者等一般講習(動画視聴方式)追加開催のご案内



独立行政法人自動車事故対策機構奈良支所

当支所が開催する運行管理者等一般講習について下記のとおり追加開催いたします。

1. 開催日・会場等 (実施会場を変更しておりますのでご注意ください。)

■ 一般講習

開催年月日	対象(種別)	開催会場	申込開始日
令和 5年10月 4日(水)	貨物	自動車事故対策機構 奈良支所	令和5年9月1日
令和 5年10月 5日(木)			
令和 5年10月 6日(金)			

● 受付時間は、9:10～9:50です。講習時間は、9:50～16:00頃です。

2. 申込開始日

令和 5 年 9 月 1 日 なお、定員に限りがございますので早めのお申し込みをお願いします。

3. 申込の方法

インターネットでのご予約をお願いいたします。

ご予約はこちらをクリック → [指導講習 予約申込ページ](#)

予約申込ページ URL → <https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user>

※ 予約にはメールアドレスが必要です。

※ メールアドレスがない等でホームページから予約ができない場合にはご相談ください。

4. 受講料

お一人様：3,200円（消費税・テキスト代を含む）

※(公社)奈良県トラック協会の会員事業者は、同協会の助成事業により受講料は不要です。

5. その他

本講習に関するお問い合わせは当支所あてをお願いします。 電話 0742-32-5671

なお、駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

貴社の選任運行管理者の受講歴を確認し、本年度の受講が義務づけられている方に、必ず受講させてください。なお、平成24年4月16日以降「新たに選任した運行管理者」であって、基礎講習受講履歴がない方に対しては、一般講習ではなく、基礎講習を受講させてください。また、運行管理者試験の受験資格を得たい方、補助者の選任要件を得たい方は基礎講習を受講してください。

※ 一般講習受講履歴の有無については、「運行管理者等指導講習手帳」にて確認してください。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイ カン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
☐	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
☐	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R5.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐	服装	準備期間に検討した服装を着用
☐	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
☐	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
☐	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転がドライバーに及ぼす影響

懲役・失業・生活崩壊!!

飲酒運転をしたドライバーに対する罰則は、懲役などの厳しいものとなっており、その結果、解雇や失業、更には生活崩壊や家庭崩壊を招くケースも決して珍しくありません。

飲酒運転に対する罰則

事故を起こさなくても違反だけで

飲酒運転で人身事故を起こすと

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
※免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき 0.25mg以上	25点	免許取消し (欠格期間2年)
呼気1リットルにつき 0.15mg以上0.25mg未満	13点	免許停止 (90日)

*上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと
 - 死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役
 - 負傷事故 → 15年以下の懲役
- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと
 - 死亡事故 → 15年以下の懲役
 - 負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると
 - 7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

社内の懲戒規定による処分

飲酒運転は社内の懲戒規定でも厳しく処分されます。懲戒規定については、大きく分けて次の2つのケースがあります。

- 就業規則等で明確に「懲戒解雇」等の処分を定めているケース

就業規則

(目的)
第1条 この就業規則は、〇〇運輸株式会社が企業秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって会社の発展と従業員の地位向上を期すために、従業員の就業その他に関する事項を定めたものである。

中略

(解雇)
第65条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。
1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。
(以下、略)

- 懲罰委員会等で審議した上で処分を決定するケース

交通事故処理規程

(目的)
第1条 この規程は、〇〇物流株式会社の従業員が交通事故等を起こした場合の処理について定める。

中略

(悪質違反に対する措置)
第24条 従業員が飲酒運転等の悪質違反を行った場合は、懲罰委員会において、乗務禁止、出勤停止、解雇等の処分を審議の上、会社に上申するものとする。

●懲戒処分の規定制定上の留意点

- ・労働組合や従業員の代表と事前に協議を行い合意を得ておく。
- ・懲戒処分が制定されたら、速やかに全社に制定の目的や内容等について広報し、周知徹底を図る。

軽油価格調査集計表(2023年6月)

令和5年7月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2023年6月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	122.63	113.17	120.64

2023年6月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	118.76	113.81	123.31
出光昭和シェル	127.40	112.92	124.00
キグナス			
コスモ	114.70	112.02	123.47
その他	124.54	113.61	115.61

2023年6月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	123.30	113.25	121.93
30～50キロリットル未満		112.87	112.93
50～100キロリットル未満	119.30	113.76	
100キロリットル以上		112.50	

2023年6月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	116.13	111.74	121.97
30～60日未満	123.93	113.31	120.28
60日以上	139.50	115.33	

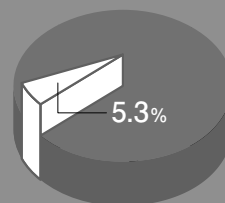
軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2023年2月	123.85	108.76	119.41
2023年3月	124.09	110.41	121.51
2023年4月	120.78	110.97	120.72
2023年5月	122.00	109.25	122.76
2023年6月	122.63	113.17	120.64

※消費税抜きの価格となります。

重大な労働災害を防ぐためには

5 | トラック後退時
における
死亡災害

トラック後退時での労働災害の多くが、トラックの後方にいた被災者が
トラックの後退に気付かなかったために発生していました。

気付かなかった理由としては、近隣からの苦情により後退警告音（ブザー）の音量を下げている、
本来は後退禁止だった、バックモニターを使用していなかった——等が挙げられます。

事例

1

トラックの後退誘導時に
トラックと電柱に挟まれる（死亡災害）

被災者（運転手助手）は、路地で引越トラックの後退誘導を行っていたところ、トラックと電柱の間に挟まれました。当該トラックにはバックモニターが装備されていましたが、被災者が目視できなかったにもかかわらず、運転手は事故発生当時バックモニターを使用していませんでした。

事例

2

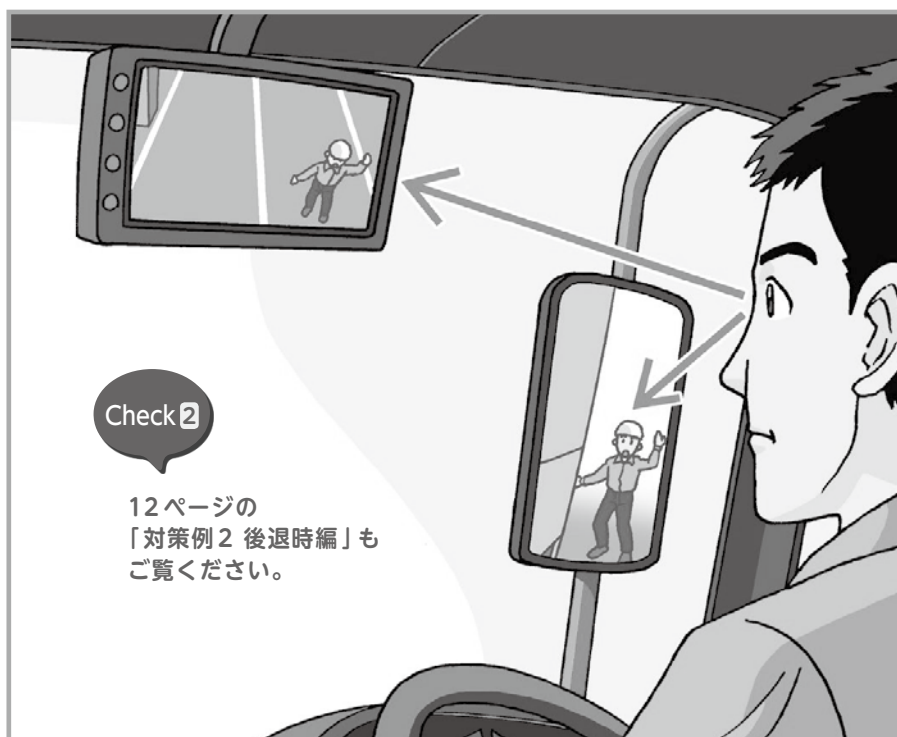
トラックの荷役作業指示中に
後退してきた別のトラックに接触（死亡災害）

被災者はトラックAの運転手に対して荷役作業の指示を行っていました。そこに別のトラックBが給油のために、本来は禁止されている後退で移動してきました。トラックBの運転手は被災者に気付かずに後退を続けたために、被災者はトラックBと接触しました。なお、事故が発生したのは夕方、薄暗い状態でした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対策

後退誘導のルールを定めるとともに、トラックを後退させるのは後方の状況確認ができる場合のみに限定しましょう



ひとことアドバイス

トラック後退時の事故の多くが、後方の確認が不十分だったために発生しています。様々な安全対策を行い、後方の確認を十分行った上で後退させるようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ トラック後退時には、周辺への第三者の立ち入り制限を定め、遵守させましょう
- ▶ 後退誘導担当者を配置しましょう。また、運転手は誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断しないようにしましょう
- ▶ トラック同士が接触するおそれのある場合は、複数台のトラック誘導を行わないようにしましょう
- ▶ 原則として、後退警告音の音量は下げないようにしましょう。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用しましょう



近畿交通共済からのお知らせ

事故防止機器購入（リース）費用の一部助成を実施します。

当組合では本年度も昨年に引き続き、事故防止推進のために事故防止機器購入（リースを含む）にかかる費用の一部助成を下記の通り実施しています。

1. 助成対象者

自動車共済契約組合員

2. 助成対象機器

ドライブレコーダー（ドラレコ単体）

デジタルタコグラフ（デジタコ単体）

ドラレコ・デジタコ（一体型）

3. 実施期間

令和5年8月1日から令和6年2月29日まで

全機器とも、令和5年1月1日以降に導入した機器が対象となります。

期間中であっても、申し込みが助成総額の限度に達した時は、助成の取扱いを終了させていただきますので、申し込みの際には、必ず事前に助成金受け取りの可否をお問い合わせくださいますようお願いいたします。

4. 助成の範囲及び金額

助成金額は、1台あたり10,000円（購入金額が10,000円を下回る場合は購入金額）、助成台数は下表の台数を限度とします。トラック協会の助成との重複利用も可能です。

【 契約台数区分別の助成台数 】

台数区分	対人契約台数（令和5年3月末）	助成台数の上限
A	100台以上	25台まで
B	50台～99台	15台まで
C	11台～49台	10台まで
D	6台～10台	5台まで
E	1台～5台	自動車共済契約台数

お申込み、お問い合わせは

事故防止課 TEL 06-6965-2826

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

近 畿 共 済 の 自 動 車 共 済 ・ 自 賠 責 共 済 を ご 利 用 く だ さ い

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743—59—1701まで

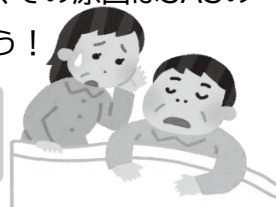
近 畿 共 済 安 全 通 信

睡眠時無呼吸症候群（SAS）について

日中は30度以上の真夏日、夜間も寝苦しい日々が近畿各地で続いています。

睡眠が浅く、日中に眠気が出る・・・なんて方もいらっしゃるかと思いますが、その原因はSASの可能性も（°д°）！セルフチェックを通してSASについて学んでいきましょう！

睡眠時無呼吸症候群（SAS）とは・・・？



睡眠中に呼吸が止まった状態（無呼吸）が断続的に繰り返される症状

（例）

- ・呼吸が10秒以上停止する状態が睡眠中に30回以上生じる。
- ・睡眠1時間あたり無呼吸が5回以上生じる。



**漫然運転や
居眠り運転による
事故が多発傾向に(>_<)！**

十分な睡眠がとれていないために、日中、強い眠気を感じて居眠りがちになったり、集中力や活力に欠けることも…。

SASになりやすい人

- ・太っている
- ・首が短く太い
- ・あごが小さい
- ・高血圧
- ・糖尿病
- ・浮腫みがある
- ・不整脈がある
- ・舌や軟口蓋（なんこうがい）が肥大している



SAS自己診断テスト

- ・朝の目覚めがすっきりしない
- ・朝、起きると頭が痛い
- ・日中、いつも眠い
- ・よく居眠りをする
- ・記憶力、集中力が落ちてきた
- ・精神的に不安定
- ・最近、太ってきた
- ・夜間、何度もトイレに行く
- ・イビキがうるさいと言われる
- ・生活習慣病に罹患している

「はい」が3つ以上の方はSASの疑いがあります。
最寄りの医師に相談したり、SAS専門医の検査を受けてみましょう！



★eラーニングサービスを開始しました！詳しくは近畿共済HPまで！



近 畿 共 済 安 全 通 信

熱中症対策できていますか？



令和3年、業務中に熱中症が原因の死傷者561名のうち、運送業従事者は61名と全体の約10%を占めています。車内は冷房が効いているから大丈夫！と油断は禁物です。

① 喉が渴いていなくてもこまめに水分・塩分補給をする

運転中、エアコンを使用していると、乾燥して「かくれ脱水症状」になっていることも…。経口補水液やスポーツドリンク、塩飴を携帯し、こまめに水分・塩分補給をしましょう。

② 待機、休憩中は涼しい場所に避難する

エンジンを切った車内は温度・湿度があがり、かなり危険です。待機、休憩中は涼しい場所へ移動し、仮眠は極力控えましょう。

③ 普段の健康管理にも注意を配る

睡眠不足や疲労が溜まっている状態だと熱中症のリスクが高まるため、体調が優れないときは無理せず休みをとる選択も大切です。



事故防止機器購入(リース)に係る費用の一部助成についてのご案内

毎年実施している、事故防止機器購入(リース)に係る費用の一部助成について、今年度も実施が決定しました。詳細は、近畿共済HPをご覧ください。

★対象者：近畿共済に自動車共済契約のある組合員

★実施期間：令和5年8月1日～令和6年2月29日 ※期間内に助成総額の限度に達した場合は、その時点で取扱いを打ち切ります。

★対象機器：・ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ・ドラレコ、デジタコー体型
※いずれも令和5年1月1日以降に導入された機器が対象。(機器指定無)

★助成金額：1台あたり10,000円

(購入金額が10,000円を下回る場合は購入実費金額を助成。)

★助成台数：令和5年3月末の自動車契約台数によって限度あり



トラック協会・陸災防奈良県支部

9月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
4	月	13:00～	第1回適正化実施対策委員会	奈良県トラック会館
7	木	13:30～	過労死等防止対策セミナー	奈良県トラック会館
9	土	9:00～	小型移動式クレーン運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
10	日	9:00～	小型移動式クレーン運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
13	水	13:30～	第2回働き方改革セミナー	奈良県トラック会館
14	木	14:00～	改善基準告示 解説セミナー	奈良県トラック会館
15	金	14:00～	改善基準告示 解説セミナー	奈良県トラック会館
16	土	8:30～	小型移動式クレーン運転技能講習会【実技】	奈良県トラック会館
22	金	13:30～	指導・監督者育成講習会	奈良県トラック会館
23	土		トラックの日PR活動	近鉄奈良駅行基広場前

10月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
1	日		移動健康診断	奈良県トラック会館
4	水	13:00～	第28回全国トラック運送事業者大会	札幌パークホテル
13	金	13:30～	健康管理セミナー	奈良県トラック会館
15	日		移動健康診断	奈良県トラック会館
18	水	13:30～	第3回働き方改革セミナー	奈良県トラック会館
22	日	9:00～	奈良県防災総合訓練	吉野運動公園
27	金	14:00～	トラック運送事業における労働環境改善セミナー	奈良県トラック会館

● 保護帽について (安衛則第151条の74関係)

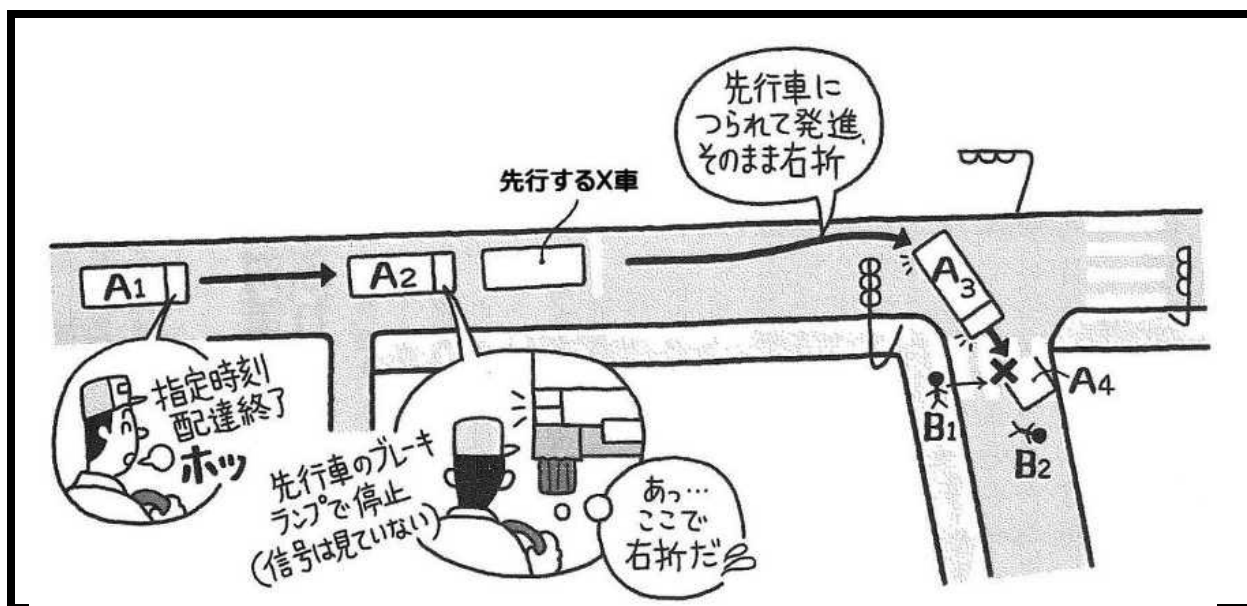
R5.10.1
施行

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ①最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ②最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

(一般貨物) 普通貨物車と高齢歩行者の横断歩道横断中の事故



当事者B：歩行者 70歳代 女性

普通、私たちは緊張するとその後には弛緩するものです。年齢や経験など人によって大きく異なるでしょうが、人間が連続して緊張していられるのは約30分間と言われてます。運転中にも無意識のうちにこの緊張と弛緩を小刻みに繰り返しているのです。しかし、緊張すべきポイントで弛緩していると今回の事例のように注意が散漫になって安全の確認が不適切になってしまいます。緊張すべきところでしっかり緊張して安全確認をすることは、運転免許を取得した人が当たり前のこととしてやらなければならないことです。

トラックの構造上の特性

III 積載と運転

■1個当たりの重量の大きい各種機械、鉄鋼製品や長尺物の場合

- ・重量貨物は集中荷重、偏心荷重になりがちなので、積付けにあたっては重量配分について、十分考慮します。
- ・積み荷全体を総合した重心の位置は、トラックの荷台の前後・左右の両者の中心位置にできるだけ近いことが望ましいので、とくに重量の重い機械製品や不整形の加工物等を数個積み合わせる場合には、荷台中心に積み荷の複合中心が近づくように積み付けます。(図3)
- ・積載重量や貨物の寸法から、前後(特に前方向)や左右に隙間が生じるので、その隙間は木材等を使用して走行中にズレを生じないような対策をします。
- ・コイル・コンクリートパイル・大口径管等の円形断面の貨物については、積付けにあたっては転動防止のために歯止めを用いなければならないが、歯止めの高さは直径10分の1以上とすることが望ましいです。(図4)

図3 複合重心

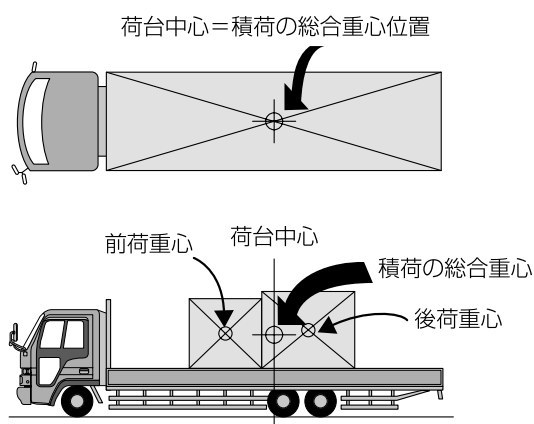
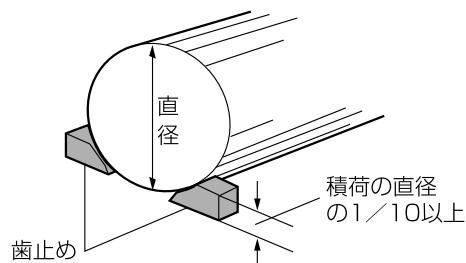


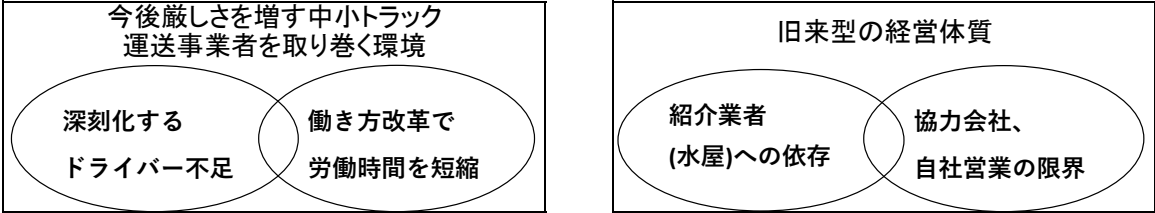
図4 歯止めの高さ



K I T 事業の案内

Kyodo Information of Transport
K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内
キット K ・ I ・ T

品質と信頼で未来につなぐ 求荷求車ネットワーク「WebKIT2+」



WebKIT2+
がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

導入効果 安定的な輸送力の確保のために

- ・ 大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果 安心のネットワーク取引のために

- ・ 明確な運賃
- ・ 回収不安なし

導入効果 輸送効率化のために

- ・ 配車業務のシステム化
- ・ 配車担当者のスキル向上
- ・ 書面化による輸送トラブル解消

導入効果 輸送効率化のために

- ・ 閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・ 帰り荷確保(実車率アップ)
- ・ 余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

＊＊運賃の集金は組合精算ですので安心です＊＊

＊運賃の支払いは45日サイトです。

＊軽油・尿素の支払いは50日サイトです。

☆輸送

運賃＜事例＞

- ◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市) 大型車
運賃 85,000円(税抜き)
- ◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市) 4トン車
運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和5年	6月	7月
軽油	120円	124円

ENEOSウイング 軽油価格

令和5年	6月	7月
軽油	119円	123円

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会

(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー / 三井物産プラスチック(株)、日本液炭(株)
1L = 79～81円(令和5年8月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合

〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15
TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

適正化事業・巡回指導報告書(令和5年7月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和5年7月実施状況		令和5年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
		4月	17件	8月	件	12月	件	
6件	6件	5月	7件	9月	件	1月	件	
		6月	8件	10月	件	2月	件	
		7月	6件	11月	件	3月	件	
38件								

令和5年6月実施結果									
調査事項							調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。					6	0	0%
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。					6	0	0%
		3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。					6	0	0%
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。					6	0	0%
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。					6	0	0%
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)					1	0	0%
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。					6	0	0%
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。					6	0	0%
II. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。					6	0	0%
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。					1	0	0%
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。					6	0	0%
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。					6	0	0%
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)					1	0	0%
III. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。					6	0	0%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。					6	0	0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。					6	1	16.7%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。					6	0	0%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。					6	0	0%
		6. 過積載による運送を行っていないか。☆					6	0	0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。					6	0	0%
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。					6	0	0%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。☆					5	0	0%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。					2	0	0%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。					6	0	0%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。					4	0	0%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。					4	0	0%
IV. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。					6	0	0%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。					6	0	0%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。					5	0	0%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。					6	0	0%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。					6	0	0%
V. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。					6	0	0%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。					6	0	0%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)					6	0	0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。					6	0	0%
VI. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。					6	0	0%
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。					6	0	0%
VII. 運輸安全マネジメント		1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。					6	0	0%
指導件数合計							203	1	0.5%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	6件	件	件	件	件	件	6件
新規参入	件	件	件	件	件	件	件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	6件	件	件	件	件	件	6件

() は会員外の件数です

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

8月15日現在

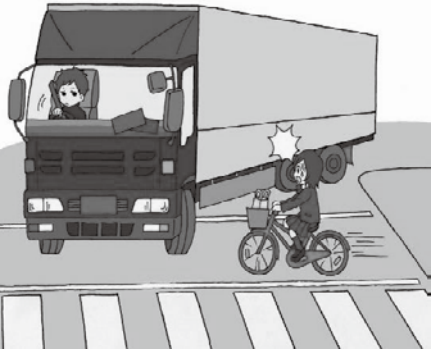
区 分	令和5年	令和4年	増減数	備 考
総件数	23,948 件	22,451 件	1,497 件	1日に約 105 件
人身事故件数	1,556 件	1,572 件	-16 件	1日に 7 件
死者数	14 人	19 人	-5 人	約16日に 1 人
負傷者数	1,891 人	1,862 人	29 人	1日に約 8 人
物損事故件数	22,392 件	20,879 件	1,513 件	1日に約 99 件

2 県内の事業用貨物自動車が関係する交通事故発生状況

8月15日現在

区 分	令和5年	令和4年	増減数
総件数	1,222 件	914 件	308 件
人身事故件数	71 件	81 件	-10 件
死者数	2 人	3 人	-1 人
負傷者数	97 人	94 人	3 人
物損事故件数	1,151 件	833 件	318 件

(データは概数)



3 令和5年秋の交通安全県民運動について



実施期間

令和5年9月21日から同年9月30日までの10日間

運動重点

- こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 二輪車、原付車、電動キックボード等の交通ルール遵守及び交通事故防止(奈良県重点)

本運動への御理解と御協力をよろしくお願い致します。

奈良県高速道路交通警察隊からのお知らせ

令和5年8月18日

京奈和自動車道(大和御所道路)で交通事故が多発しています

6～7月の2か月間に、交通死亡事故が2件発生！！

- ・ 本年7月末現在、京奈和自動車道(大和御所道路)全体では交通事故が119件発生(前年同期比+20件)
うち大和区間の「三宅IC～橿原北IC」南行きで交通事故が25件発生(前年同期比+8件)し、その多くが追突事故
- ・ 御所区間では、6～7月の2か月間に交通死亡事故が2件発生

R5. 7月末現在
京奈和自動車道(大和御所道路(大和区間))

	北行き	南行き	計
下ツ道 ～ 郡山南	3(+3)	2(-1)	5(+2)
郡山南 ～ 三宅	10(+4)	6(-1)	16(+3)
三宅 ～ 橿原北	14(+6)	25(+8)	39(+14)
計	27(+13)	33(+6)	60(+19)

京奈和自動車道(大和御所道路(御所区間))

	北行き	南行き	計
橿原高田 ～ 御所	20(-9)	10(+6)	30(-3)
御所 ～ 御所南	5(+4)	2(-2)	7(+2)
御所南 ～ 五條北	13(+4)	9(-2)	22(+2)
計	38(-1)	21(+2)	59(+1)

※()内は前年比

追突事故多発箇所

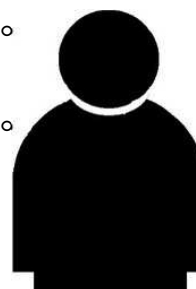
田原本町大字十六面(南行き)



運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめましょう。
ながらスマホ 一発免停も！

自動車専用道・高速道路でも「人」に注意！！

- 御所区間で、「人」がはねられる事故が発生しています。
- 停止車両があれば、付近に「人」がいるかもしれません。
- 停止車両のそばを通過する際は「人」に注意を！！



奈良県高速道路交通警察隊

令和5年度 自動車整備士等近畿運輸局奈良運輸支局長表彰式

日時：令和5年8月17日(木) 午後3時～

場所：奈良運輸支局 2階 会議室



▲川口奈良運輸支局長から表彰状を受ける石田氏

誠運輸（株）の石田博巳氏が、多年にわたり自動車の整備業務に精励し車両保安の向上に寄与したとして近畿運輸局奈良運輸支局長表彰を授与されました。式典では表彰状授与のあと奈良運輸支局の川口宏幸支局長が「原材料価格の高騰などによ

り新車の製造数が減少し、自動車の使用年数が長くなる傾向にある。自動車の点検整備は時代が変わっても重要。受賞された方は後輩の指導育成にご尽力いただき、自動車ユーザーから信頼される技術者として整備業界のより一層の発展に寄与される

ことを期待したい」と式辞を述べ、（一社）奈良県自動車整備振興会の中川益行会長が来賓を代表して「信頼される自動車整備士や安全運行を担う整備管理者として引き続きご尽力いただきたい」と祝辞を述べました。



▲塚本会長から記念品を受取る石田氏

世永正伸 運輸労連中央副執行委員長来訪

日：令和5年8月9日(水)
場所：奈良県トラック会館

全日本運輸産業労働組合連合会 世永正伸 中央副執行委員長が、浦久保幸浩 奈良県連合会執行委員長、藤野九一書記長とともに来訪されました。

世永中央副執行委員長から「物流革新に向けた政策パッケージ」の話があり、浦久保委員長からは、荷捌き駐車施設の状況について説明がありました。



▲写真中央が、世永 正伸 中央副執行委員長

トラック奈良 2023 年 9 月 第 353 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

新型コロナウイルス感染症

基本的な感染防止策

新型コロナウイルスの特徴を踏まえた自主的な感染対策を心がけましょう。

「換気、消毒、距離、必要な場面でのマスク着用」が、
3つの感染経路(エアロゾル、飛沫、接触)の遮断に有効です